

議事日程(第3号)

令和5年3月13日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(19件)

議案第9号 木城日々新まちづくり条例の制定について

議案第10号 木城町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第14号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第25号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の
数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約
の変更について

議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案 (2件)

議案第12号 木城町ろうふく農園条例の制定について

議案第33号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止
について

3) 予算審査特別委員会付託議案 (6件)

議案第26号 令和5年度木城町一般会計予算

議案第27号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 令和5年度木城町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 令和5年度木城町簡易水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度木城町下水道事業会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議案第36号 工事請負変更契約について

日程第4 議案第37号 工事請負契約について

日程第5 委員会付託の省略

日程第6 議案に対する質疑

日程第7 議会運営委員会付託請願審査結果報告

請願第1号 令和4年第11回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する請願
書

日程第8 発委第1号 木城町議会基本条例の制定について

日程第9 発委第2号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第10 発議第1号 地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(案)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第13 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(19件)

議案第9号 木城日々新まちづくり条例の制定について

議案第10号 木城町個人情報保護法施行条例の制定について

議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第14号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について

議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2) 産業文教常任委員会付託議案 (2件)

議案第12号 木城町ろうふく農園条例の制定について

議案第33号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止について

3) 予算審査特別委員会付託議案 (6件)

議案第26号 令和5年度木城町一般会計予算

議案第27号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

議案第28号 令和5年度木城町介護保険特別会計予算

議案第29号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 令和5年度木城町簡易水道事業会計予算

議案第31号 令和5年度木城町下水道事業会計予算

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 議案第36号 工事請負変更契約について

日程第4 議案第37号 工事請負契約について

日程第5 委員会付託の省略

日程第6 議案に対する質疑

日程第7 議会運営委員会付託請願審査結果報告

請願第1号 令和4年第11回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する請願書

日程第8 発委第1号 木城町議会基本条例の制定について

日程第9 発委第2号 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第10 発議第1号 地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(案)

日程第11 議員派遣の件

日程第12 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

日程第13 各委員会の閉会中の調査

出席議員 (9名)

1 番 久保富士子君	2 番 桑原 勝広君
3 番 森 伸夫君	5 番 眞鍋 博君
6 番 神田 直人君	7 番 黒木 泰三君
8 番 後藤 和実君	9 番 甲斐 政治君
11番 中武 良雄君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 内野宮克俊君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	萩原 一也君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	河野 浩俊君
会計管理者	壺岐 和寿君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 涉君	教育課長	黒木 宏樹君
税務課長	谷岡 潔君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	平野 大輔君	産業振興課長	三隅 秀俊君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議案の追加等により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議

の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1. 各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第 1、各常任委員会・予算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案 19 件、議案第 9 号木城日々新まちづくり条例の制定について、議案第 10 号木城町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第 11 号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第 13 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 14 号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について、議案第 34 号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上 19 件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。2 番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 令和 5 年第 2 回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告を行います。

審査期日は 3 月 7 日の 1 日間、役場 3 階大会議室において、委員 4 名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第9号木城日々新まちづくり条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第10号木城町個人情報保護法施行条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第11号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第14号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第15号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第16号木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第17号職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第19号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第20号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第21号木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第22号木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第23号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第24号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第25号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第32号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について、原案可決です。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第35号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案2件、議案第12号木城町ろうふく農園条例の制定について、議案第33号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止について、以上2件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は2件でございます。

審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は3月7日の1日間、役場別館2階会議室において、委員5名の全委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

初めに、議案第12号木城町ろうふく農園条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第33号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、一議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、予算審査特別委員会付託議案6件、議案第26号令和5年度木城町一般会計予算、議案第27号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、議案第28号令和5年度木城町介護保険特別会計予算、議案第29号令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号令和5年度木城町簡易水道事業会計予算、議案第31号令和5年度木城町下水道事業会計予算、以上6件について、予算審査特別委員会の審査結果報告を、登壇の上、求めます。3番、森伸夫君。

○予算審査特別委員会委員長（森 伸夫君） 令和5年第2回木城町議会定例会において、予算審査特別委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は3月8日、9日、10日の3日間、役場3階大会議室において、委員9名の全委員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下、農業委員会においては、事務局長関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第26号令和5年度木城町一般会計予算、原案可決です。

次に、議案第27号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第28号令和5年度木城町介護保険特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第29号令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決です。

次に、議案第30号令和5年度木城町簡易水道事業会計予算、原案可決です。

次に、議案第31号令和5年度木城町下水道事業会計予算、原案可決です。

以上で、予算審査特別委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、予算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま、予算審査特別委員会委員長より報告のありました、議案第26号から議案第31号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第31号に至る6議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の27議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第9号木城日々新まちづくり条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号木城町個人情報保護法施行条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決

定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号木城町ろうふく農園条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和5年度木城町一般会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和5年度木城町介護保険特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和5年度木城町簡易水道事業会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和5年度木城町下水道事業会計予算、本案に対する予算審査特別委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決

定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 諮問第1号

○議長（中武 良雄） 日程第2、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより本件に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本件に対して金永俊一君を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、金永俊一君を適任とすることに決定いたしました。

日程第3. 議案第36号

日程第4. 議案第37号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第36号及び日程第4、議案第37号については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第36号及び議案第37号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第36号。議案第36号は、工事請負変更契約についてであります。

木城町義務教育学校校舎廻り外構工事において、隣接する関連工事との調整により設計内容に変更が生じたため、工事請負代金額を954万1,653円減額し、変更契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な減額変更の要因といたしましては、義務教育学校関連工事と資材搬入及び工事工程等の調整を行うことで、交通誘導員及び仮設フェンスの削減が可能となったため、実績に応じ減額変更するものであります。

最後に、議案第37号。議案第37号は、工事請負契約についてであります。

令和4年災、第1075号、菟木2号線道路災害復旧工事を施行するにあたり、2月27日の指名競争入札により、株式会社桑原建設代表取締役桑原常雄が4,730万円で落札し、取引に係る消費税473万円を加え、5,203万円で契約するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第5. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程第5、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第36号及び議案第37号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第6. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第6、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第36号及び議案第37号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第36号工事請負変更契約についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、桑原勝広君の退場を求めます。

〔2番 桑原 勝広君 退席〕

○議長（中武 良雄） まず、議案第36号工事請負変更契約についてを議題といたします。議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第36号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号についても、地方自治法第117条の規定によって引き続き、桑原勝広君の退場を求めます。

次に、議案第37号工事請負契約についてを議題といたします。

議案第37号に対する質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 再度、工事の詳細についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 環境整備課長。

○環境整備課長（長友 渉君） 菟木2号線道路災害復旧工事内容の詳細ですが、復旧延長80メートル、道路の付け替え分も含んでおりますので、延長が長くなっております。現場吹きつけのり砕工、モルタル吹きつけ工ですが、129平米、布製型砕工704平米等となっております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第37号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

桑原勝広君の着席を求めます。

〔2番 桑原 勝広君 着席〕

日程第7. 議会運営委員会付託請願審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第7、議会運営委員会付託請願審査結果報告を行います。

付託されました請願第1号令和4年第11回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する請願書について、議会運営委員会の審査結果報告を登壇の上求めます。委員長、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 議会運営委員会に付託されました請願審査結果の報告をいたします。

議会運営委員会に付託された請願は1件です。審査期日は3月7日の1日間、総務常任委員会室において委員5名が出席し、紹介議員の桑原議員より請願内容とその理由の説明と久保議員の意見を聴取いたしました。久保議員は自ら退席されましたが、採決の結果、請願は妥当という全員の意見であります。その結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号令和4年第11回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する請願の結果は採択です。全会一致をもって採択できますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、請願審査結果の報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。請願第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

この請願第1号に対する議会運営委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） まず、請願第1号について、反対の立場で討論を行いますが、このような請願書が提出されたことは遺憾であります。

まず、私、久保富士子は、確かに令和4年12月第11回定例議会一般質問において、レンタサイクルについて提案し質問を行いました。その際、桑原議員がレンタサイクルの件は、以前、ふるさと振興協会が計画していたということを私に伝え、その場で職員へ連絡、確認を行ってくれました。そのときの返答では、実現がかなわなかったということをはっきりとお聞きしました。そこで、一般質問を行うに当たり、その後、ふるさと振興協会において、職員とお話をして聞き取り調査を行いました。そのときに執行部の職員の名前が出たことから、事の性質上、必要なことと判断し、担当課の名前を出した次第です。

また、今回の提案に当たっては、1つ目に、議員と自治公民館長との意見交換が行われた中で、木城町民の収入が県内で最下位であるということを知られました。

2つ目に、町内の交流人口を増やし、少しでも町内にお金を落とすようにと、木城温泉館湯ららを拠点として提案したものであります。

そして、3つ目になりますが、今や移住定住だけでなく、交流人口が増えることを町民の方々は期待されております。温泉を中心とした町外者を含め、町民の移動手段としてレンタサイクルがあれば、町内の観光地巡りができ交流人口が増やせるのではないかと考えた次第です。

今回の発言に対して、発言の撤回及びふるさと振興協会への謝罪は、私の意図するところとはかけ離れています。私としましては、相手方の発言を聞き、自分が受け止めたことを正直に発言の中で引用したまでであります。

したがって、ふるさと振興協会に対して誹謗中傷や悪意を持った質問ではなく、私の発言により、ふるさと振興協会に対して何らかの不利益や実害が生じたとは考えられないと思います。

議会は、地方自治法や町議会会議規則に従って運営されております。私たち議員は、議会で誰からも拘束されずに発言できる、発言の自由が保障されており、会議規則にも発言自由の原則として規定されています。もちろん、発言が自由だからといって、どんな内容の発言も許されるものではなく、節度のある質問でなければいけません。このことは、日本国憲法第51条に、議員の発言表決の無答責、発言や表決に関する免責特権について規定されており、同じく日本国憲法第21条でも表現の自由は憲法で保障されております。このことに照らし合わせても、私はあくまで正当な質問権と発言権を行使したと考えております。

先ほども申し上げましたが、私は、木城町の振興に役立つと考え、聞いたことを真剣に受け止め引用したものであり、これが駄目だと言われるなら、議員の発言が詳細にわたり制約され、議会運営上、禍根を残すことになるのではないかと考えます。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（中武 良雄） 続きまして、賛成の討論はありますか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 賛成討論を行います。

今回の請願内容において、久保議員には幾つかの事実があります。請願提出者との約束を守らなかったこと、情報の根拠を確認しないまま本会議場で発言したこと、そのことは一般質問の議事録でも明白であります。

議会の活動の基本は言論であり、発言の自由は保障されておりますが、それと同時に発言者は自己の発言には責任を持つことが要求されます。間違いをしたら訂正をする、普通のことがなぜできないのか理解に苦しみます。

また、当該議員は自分の支持者が認めないからと言うからとか、ふるさと振興協会との会話の内容を証明してみなさいとか、聞き取りをするたびに少しずつ論点をずらしております。これは自己保全に終始しているようにしか見えません。

今回の決定も町民の付託を受けた議会議員が決定したことを理解していただき、町民に真摯に向き合っていたいただきたいと思います。

これで賛成討論を終わります。

○議長（中武 良雄） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成多数。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第1号が採択されましたので、議員全員による協議をしたいと思います。

ここでしばらく休憩といたします。

再開については、協議が終了しましたら改めてご連絡いたします。議員の皆さんは控室のほうへお願いいたします。

午前9時59分休憩

午前10時30分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。1番、久保富士子君に謝罪と発言の撤回について、これまでも再三、説得してきましたが、謝罪と発言を撤回する意思は残念ながらありません。大変遺憾であります。請願採択の効力については、法律上何ら保障規定はありませんが、今回、請願者の意に沿えることができませんでした。議会としましては、採択されたものに対して従わない行為は、民主主義に反しており議会議員としての資質に欠ける行動であり、大いに反省していただき、今後このようなことがないように、研さんに努めていただきたいと思います。

以上、報告といたします。

日程第8. 発委第1号

○議長（中武 良雄） 日程第8、発委第1号木城町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

発委第1号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、甲斐政治君の趣旨説明を登壇の上求めます。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 木城町議会基本条例の制定についての趣旨説明をいた

します。

北海道栗山町議会が初めて議会基本条例を制定したのが平成18年になります。現在、全国の町村の40%余りが制定をしているそうであります。木城町議会においても、議長の発議により、みんなでつくるという申合わせに、全議員の同意を得て、令和3年10月より策定を開始、月1回のペースで検討してまいりました。全議員の協力はもちろんですが、議会事務局のサポートなしでは今日には至らなかったと思います。

この議会基本条例は、議会や議員の活動の基本原則などを定める条例であります。二元代表制という地方自治の中で、議会はどうあるべきか、議員は何をすべきかを自覚して、あるべき姿を目指し、すべきことをしていくのだという決意が込められたものだと考えます。また、策定することが目的ではなく、これから先、議会及び議員は率先して活動の充実と活性化を図っていくことが求められます。もう後戻りはできません。慎重にご審議をいただき、採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発委第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。発委第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより発委第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 発委第2号

○議長（中武 良雄） 日程第9、発委第2号木城町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

発委第2号については、朗読は省略し、提出者、議会運営委員会委員長、甲斐政治君の趣旨説明を登壇の上求めます。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 木城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての趣旨説明をいたします。

令和4年9月、全国町村議長会における条例制定に向けた通達により、各町村における条例制定の動きが始まり、木城町議会においても審議してまいりました。内容については、全国町村議会議長会の示した標準的な規定を導入し、町条例との調整、検察庁との調整を経て、ここに示すものです。罰則規定については、市町村の約76%が設けており、周辺町村議会においても設けることから、木城町議会においても設けることといたしました。

なお、新たな個人情報保護法では、議会における個人情報の取扱いは、法の適用範囲から除かれましたが、個人情報の取扱いに関する責務はありますので、留意しなければならないと思います。

以上で、説明を終わります。慎重にご審議いただき、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発委第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

これより質疑に入ります。発委第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより発委第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第1号

○議長（中武 良雄） 日程第10、発議第1号、意見書の提出、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第1号については、朗読は省略し、提出者、2番、桑原勝広君の趣旨説明を登壇の上求めます。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 発議第1号、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書

(案)の趣旨説明を行います。

人口の減少している地方において、地方創生が重要な政治課題となり、その実現に向けて住民の意向をくみ取り、的確に執行機会の監視・政策等を行うことが求められている地方議会の果たすべき役割はますます重要となっています。地域に貢献したい思いがある若い世代、女性がいても、地方議員に飛び込めない要因として、年金、手当に関する制度が民間企業に比べて整備されていないのが制約になっています。地方自治法には、議員は退職年金または退職一時金を受け取ることができないとされています。

この地方自治法の一部を改正することにより、経済面からの不安の解消もでき、年金への加入が実現すれば、多様な人材が議会に参画でき、なり手不足対策にもつながると期待されます。よって、国においては、庶民の幅広い層からの政治参加や、地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の退職手当制度等の創設及び関係法の整備を強く要望するため、意見書を提出したいと考えています。

皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長(中武 良雄) 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第1号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号、意見書の提出、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(案)を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号、意見書の提出、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

なお、地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、宮崎県選出国會議員に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、地方議会議員の保障制度等の創設を求め
る意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、宮
崎県選出国會議員に提出することに決定いたしました。

日程第 1 1. 議員派遣の件

○議長（中武 良雄） 日程第 1 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第 1 2 7 条の規定により、別紙のとおり
派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり
派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は、議長に一任願いた
いと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は、議長に一任す
ることに決定いたしました。

日程第 1 2. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長 報告

○議長（中武 良雄） 日程第 1 2、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集
特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、桑原勝広君。2 番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 総務常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務常任委員会は、毎年可燃ごみの処理費が増大している現状を踏まえ、施設の現状を知り、
問題点を洗い出し、処理費の軽減策を調査することを目的として、西都児湯クリーンセンター及
びエコクリーンプラザみやざきの施設見学を行いました。両施設を見学して、改めて、ごみの分
別の大切さ、ごみの減量化に真剣に取り組まなければいけないことを痛感しました。

経費の軽減から考えると、可燃ごみの処理費には、生ごみの水分も含まれますので、水分を減
らすことが重要であります。可燃ごみの約 4 0 %が生ごみであります。その 8 0 %が水分であり
ます。水切りをしっかりとすれば、処理費を減らすことができます。また、量を減らす意味から
考えると、食べられるものを捨てられている食品ロスが、生ごみを多くしている原因にもなって

いるので、食料を無駄にしないことも重要であります。

また、小型家電製品のリチウムイオンの電池による火災が、機械の故障を多く発生させ、修理費がかさむため、その対策として分別することの徹底が重要であります。

生ごみ処理については、町が以前から推進しているコンポストと木製コンポスト等による実証実験を行いました。その結果、それぞれメリット・デメリットがありますが、一番手軽で害が少なかったのは木製コンポストであります。単価的にも安く、毎日の生ごみを入れ混ぜるだけで微生物が分解し、臭い、害虫も少ない結果が得られました。木製コンポストは、木材の加工、製品化を町内で行えば雇用も生まれ、併せて製品への助成があれば、利用の推進もつながると考えられます。

人が生きていく上で、食は必ず取らなければなりません。その後のごみの処理については、大きくは地球環境の保全活動の一環でもあります。今、適切な処置を行わなければ、我々また次の世代が生きていくことで心配されます。ごみの減量化、生ごみの堆肥化を目指し、循環型社会への流れをつくるのが、今必要ではないでしょうか。まずは、家庭菜園での野菜づくりや花づくりに、町全体で歩調を合わせて取り組んでみてはどうでしょうか。

以上で、報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 次に、産業文教常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会として、特に報告することはございません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会運営委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 議会運営委員会といたしましても、特別報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会広報編集特別委員長、森伸夫君。3番、森伸夫君。

○議会広報編集特別委員会委員長（森 伸夫君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、3月23日から4月7日にかけて計4回の委員会を開催いたします。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

なお、紙面を作るに当たり、議会の内容等を分かりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、委員長の報告が終わりました。

日程第13. 各委員会の閉会中の調査

○議長（中武 良雄） 日程第13、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から、議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、総務常任委員会委員長、産業文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る3月3日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり慎重にご審議いただき、また、執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを熱くお礼を申し上げます。

さて、私たち議員任期は来月の30日までとなっており、本定例会が最後の定例会でありました。半渡町長をはじめ、執行部職員の皆様には、この4年間の議会活動に対し、ご理解とご協力をいただき心より感謝を申し上げます。

また、議員各位におかれましては、今任期をもって勇退される方、また、来月の統一地方選挙に立候補される方がおられますが、今後も町民の福利向上のため、それぞれが健康に留意され、さらなる議会活動の充実や町政発展にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様、4年間本当にご苦労さまでした。

これで、令和5年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

11日間にわたりました第2回木城町議会定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。今議会、上程の35議案及び諮問1件、全て可決・適任をいただきました。厚くお礼を申し上げます。一般質問及び議案審議の中で、議員各位からいただきましたご提言・ご意見・

ご指摘等につきましては、検証した上で、これからの町政運営、執行に生かしてまいりたいと考えております。

いよいよ2023年度、令和5年度の事務事業が4月1日からスタートいたしますが、ご承知のように、第20回統一地方選挙の年となっておりますので、骨格予算とさせていただきます、ご審議をいただいたところであります。新たな体制の下で、よりよい町づくりがなされることを願いますとともに、引き続き、議員の皆様のご指導・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、当面いたします諸行事につきましては、お手元に配付がしてあります。15日には木城町地域公共交通活性化協議会の設立総会を予定しております。道路運送法上の公共交通の在り方にとどまらず、地域活性化の視点を取り入れ、広く町づくりに生かしていくためであります。木城中学校としての最後の卒業式が3月16日に、そして、木城小学校としての最後の卒業式が17日に行われます。18日には、めばえ保育園の卒園式となっております。4月に入りまして、1日土曜日には、めばえ保育園の入園式。2日日曜日には、午前9時30分から木城町戦没者慰霊祭が行われます。10日には、新しくなりましたみどりの杜木城学園の開校記念セレモニー及び開校宣言式が予定をされておまして、入学式は12日となっております。町政施行50周年及びウイズコロナ・ポストコロナに向けて、変革期の令和5年度のスタートになるものと考えております。

なお、総務財政課の河野浩俊課長が3月31日付をもって退職いたしますので、ご報告をさせていただきます。

改めまして、3月定例議会のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 次に、総務財政課長から発言を求められていますので、これを許します。

○総務財政課長（河野 浩俊君） 貴重なお時間をいただき、また、このような議場の場で挨拶をさせていただく機会を得まして、本当にありがとうございました。

私ごとであります。3月31日付をもって定年退職を迎えることとなりました。昭和60年4月に入庁し、当時の産業課を皮切りとして38年間公務員生活を続けてまいりました。議員の皆様とは平成26年度から課長職として、また、平成29年度からは約3年間議会事務局として一緒に仕事をさせていただき、大変お世話になったところでございます。こうして定年退職を無事迎えることができますのも、皆様のご指導・ご鞭撻の賜物と深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

まだまだ新型コロナウイルスが心配なところもございます。議員の皆様におかれましても、健康に十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時56分閉会
